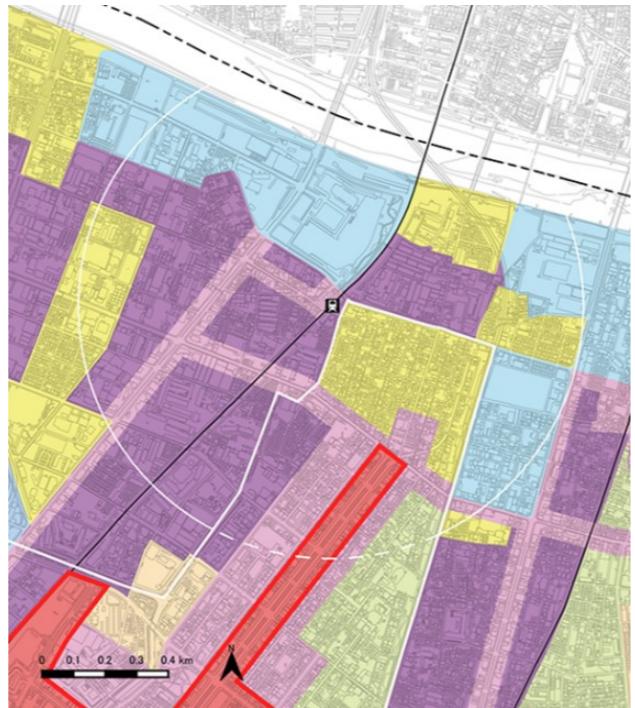
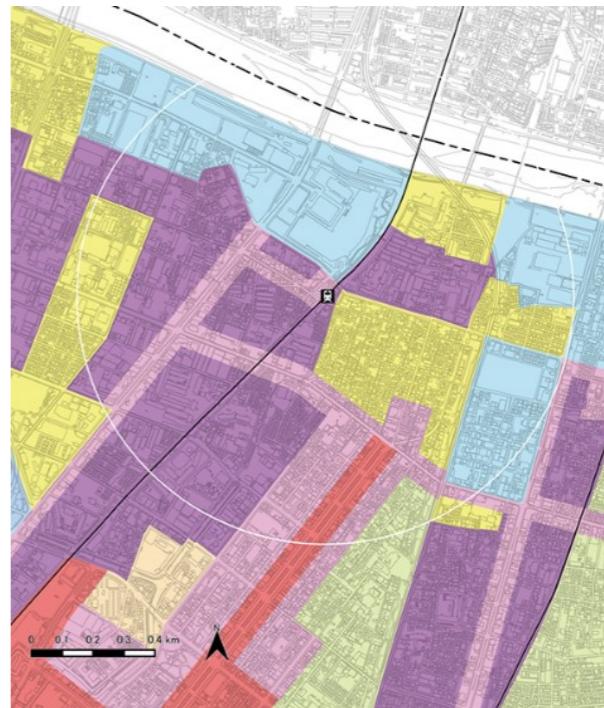


都市計画審議会（R5.11.22）での意見	修正案（新） 一 追加 二 変更	R5.11.22時点（旧）
都市機能誘導区域へアクセスしやすい環境の形成が必要だが、例えば西区では鳳へアクセスしにくい状況がある。都市機能誘導は公共交通とセットで考えるべき。	<p>■「堺市地域公共交通計画」に掲げた方向性「すべての人が快適で容易に移動できる公共交通の実現」、「地域戦略と一体化した持続的な公共交通の実現」を踏まえ、公共交通の取組とあわせて、都市機能の集約による魅力的な拠点の形成を推進するという趣旨で、下記のとおり文章追加</p> <p>■ P3 3.立地適正化計画の位置づけ</p> <p>また、本市の基本計画となる「堺市基本計画2025」、大阪府の「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に即し、<u>地域公共交通のあり方を示す「堺市地域公共交通計画」など</u>関連する分野別計画と連携し、整合を図りながら持続可能な都市の構築を総合的に推進します。</p> <p>■ P90 2.誘導施策（3）円滑に移動できる交通環境の形成</p> <p>（3）円滑に移動できる交通環境の形成に関する誘導施策</p> <p>○本計画と連携し、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを目的とした、<u>地域公共交通計画に示す取組を推進します。</u></p>	<p>また、本市の基本計画となる「堺市基本計画2025」、大阪府の「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に即し、関連する分野別計画と連携し、整合を図りながら持続可能な都市の構築を総合的に推進します。</p> <p>（3）円滑に移動できる交通環境の形成に関する誘導施策</p> <p>○本計画と連携し、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを目的とした、<u>地域公共交通計画を策定します。</u></p>
生活に身近な施設については、その機能や利用実態を踏まえた誘導が必要になる。この点も駅周辺等への都市機能の誘導の考え方反映できないか。	<p>■都市機能の誘導に関する基本的な考え方を利用実態を踏まえた機能誘導に関する文章追加</p> <p>■ P34 1.都市機能の誘導に関する基本的な考え方（1）駅周辺等への都市機能の誘導</p> <p>（1）駅周辺等への都市機能の誘導</p> <p>生活に身近な施設には、医療・子育て・福祉・日々の買い物などの機能があり、日々の生活において、住まいの身近な場所に欠かすことができません。また、新型コロナウイルス感染拡大を契機として、多様な働き方・暮らし方を支える新たな機能の導入が求められています。それらの施設は、一定の生活圏が形成されている駅周辺や泉北ニュータウンの近隣センター等、より自宅に近い場所において立地が望まれる施設<u>であり、利用実態も踏まえて維持・充実を図ることが必要です。</u></p>	<p>（1）駅周辺等への都市機能の誘導</p> <p>生活に身近な施設には、医療・子育て・福祉・日々の買い物などの機能があり、日々の生活において、住まいの身近な場所に欠かすことができません。また、新型コロナウイルス感染拡大を契機として、多様な働き方・暮らし方を支える新たな機能の導入が求められています。それらの施設は、一定の生活圏が形成されている駅周辺や泉北ニュータウンの近隣センター等、より自宅に近い場所において立地が望まれる施設といえます。</p>
都心においては、伝統産業を守るという観点も含め共生できる方向で記載を工夫していただきたい。	<p>■「堺都心未来創造ビジョン」に掲げた取組方針「地域資源を活かして魅力を高める」を踏まえ、都心での都市機能誘導は、拠点の特色を活かしたエリア計画と連携するという趣旨で、下記のとおり文章追加</p> <p>■ P40 3.都市機能を集積する拠点</p> <p>また、誘導施設を設定する拠点と<u>都市機能の誘導において連携する主なエリア計画等</u>を次頁「4.誘導施設及び都市機能誘導区域」に示します。</p> <p>■ P42 4.誘導施設及び都市機能誘導区域（1）都心</p> <p>＜都市機能の誘導において連携する主なエリア計画等＞</p> <p>・<u>堺都心未来創造ビジョン（2023年5月策定）</u></p> <p>※詳細はP42参照</p>	<p>また、誘導施設を設定する拠点は次頁「4.誘導施設及び都市機能誘導区域」に示します。</p> <p>記載なし</p>

都市計画審議会（R5.11.22）での意見	修正案（新） — 追加 ~~~ 変更	R5.11.22時点（旧）
〔前頁続き〕	<p>■同様にその他の拠点においても、以下のとおり「都市機能誘導において連携する主なエリア計画等」を示す頁を追加</p> <p>■P44 （2）都市拠点①泉ヶ丘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SENBOKU New Design（2021年5月策定）</li> <li>・ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（2022年3月策定）</li> </ul> <p>※詳細はP44参照</p> <p>■P46 （2）都市拠点②中百舌鳥</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中百舌鳥駅前北側交通広場の再編について（令和4年度第1回堺市都市計画審議会報告資料）</li> <li>・「北部エリア」の土地活用の方向性について（NAKAMOZUイノベーションコア創出コンソーシアム（2023年5月）資料）</li> <li>・中百舌鳥駅周辺活性化基本方針（2024年5月策定）</li> </ul> <p>※詳細はP46参照</p> <p>■P49 （3）地域拠点①深井</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・深井駅周辺地域活性化事業基本構想（2022年7月策定）</li> <li>・水賀池公園整備基本計画（2022年12月策定）</li> </ul> <p>※詳細はP49参照</p> <p>■P53 （3）地域拠点④新金岡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しんかなの住まいまちづくり（堺市域地域居住機能再生調整会議 2019年4月策定）</li> <li>・（仮称）新金岡地区活性化推進プラン（策定中）</li> </ul> <p>※詳細はP53参照</p> <p>■P56 （4）駅前拠点②津久野駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再開発の方針（2022年8月変更）</li> <li>・（仮称）津久野駅周辺再整備基本構想（策定中）</li> </ul> <p>※詳細はP56参照</p> <p>■P58 （4）駅前拠点③梅・美木多駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SENBOKU New Design（2021年5月策定）</li> <li>・梅・美木多駅前活性化土地利用構想（2016年9月策定）</li> </ul> <p>※詳細はP58参照</p>	記載なし

都市計画審議会（R5.11.22）での意見	修正案（新）	追加 変更	R5.11.22時点（旧）
〔前頁続き〕	<p>■ P60 (4) 駅前拠点④光明池駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SENBOKU New Design（2021年5月策定）</li> <li>・光明池駅前地域活性化基本方針（2023年6月策定）</li> </ul> <p>※詳細はP60参照</p>		
計画の進行管理について、計画の遂行に関する記載を工夫していただきたい。	<p>■策定後の計画推進に向けた、PDCAサイクルに基づく計画の進め方に関する文章等を追加・修正</p> <p>■ P93 第9章 計画の推進に向けて</p> <p>第9章 計画の推進に向けて</p> <p>本計画の実現に向けては、達成状況の目安となる目標値を設定した上で、多様な主体や関連する分野別計画等との連携により、持続可能な都市構造の形成に資する取組を進めます。</p>	第9章 計画の進行管理 記載なし	
関係部局との連携、市民との協働を図りながら計画が推進されるとよい。	<p>■ P96 2.計画の進行管理</p>		
計画の実効性を高める上で区域区分の見直しなども柔軟に考える必要があるのではないか。	<p>■ P96 2.計画の進行管理</p> <p>本計画は、20年程先を見据えた長期的な視点に立った計画であるため、社会経済情勢の変化や上位計画や関連計画の見直し内容などを把握しつつ、それらの変化に的確かつ柔軟に対応する必要があります。このため、都市計画マスタープランと綿密に連携しながら、PDCAサイクルに基づき、<u>本計画のより一層の充実を図りながら取組を進めます。</u></p> <p>&lt;Plan-計画策定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市における、持続可能な都市構造の形成に向けた実行計画として立地適正化計画を策定します。</li> <li>● また、PDCAサイクルで蓄積される知見や課題を施策等に反映することにより、計画の充実を図ります。</li> </ul> <p>&lt;Do-計画の運用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な主体や関連する分野別計画等と連携し、総合的に取組を推進します。</li> </ul> <p>【推進に向けた取組例】</p>	記載なし	本計画は、20年程先を見据えた長期的な視点に立った計画であるため、社会経済情勢の変化や上位計画や関連計画の見直し内容などを把握しつつ、それらの変化に的確かつ柔軟に対応する必要があります。このため、都市計画マスタープランと綿密に連携しながら、PDCAサイクルに基づき、概ね5年ごとを基本に、評価指標やモニタリング項目を活用して分析・評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを検討します。

都市計画審議会（R5.11.22）での意見	修正案（新） 一 追加 ~~~ 変更	R5.11.22時点（旧）
〔前頁続き〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地理情報システム（GIS）の活用等による積極的な情報発信</li> <li>・市民等の参加意識向上に向けた、参加型イベントや出前講座の実施</li> <li>・様々な分野の施策や具体的なエリア計画等との連携による取組の促進</li> <li>・取組の実現に向けた都市計画手法の活用等の検討</li> <li>・モニタリング項目等による進捗状況の把握・点検</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p><u>&lt;Check-評価指標等による分析・評価&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本計画が効果的に機能し、着実に進捗しているかを確認するため、概ね5年ごとに、評価指標、モニタリング項目等を活用した分析・評価による課題の抽出を行います。また、分析・評価の結果は、堺市都市計画審議会に報告し、課題の共有を図ります。</li> </ul> <p><u>&lt;Action-計画見直しの検討&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本計画の見直しに向けて、社会経済情勢の変化や評価指標等による分析・評価結果を踏まえ、分野横断的に関係者が参画する体制等の構築を図り、必要な施策や計画の改善等を検討します。</li> </ul>	

パブリックコメントでの意見	修正案（新） 一 追加 ~~~ 変更	R5.11.22時点（旧）
「類いまれな歴史文化の地域資源」について、あやふやな書き方をしており、本気で活用しようと思っているのか。P.41「都心」の地図上では、堺環濠都市北部地区（環濠エリア北部）を含む、環濠エリアが全て包括されている。P.61「⑤七道駅」の地図では、「七道駅」の区域内に環濠エリア北部が取り込まれておらず、地図上では、環濠エリア北部が同一計画内の「都心」と「七道駅」の区域にダブルブッキングされている状態である。P.61「七道駅」の地図上において、環濠エリアが「七道駅」の区域ではなく、「都心」にふくまれていることを、地図上で明示すること。	<p><b>■P61（4）駅前拠点 ⑤七道駅 図表及び文章を修正</b></p> <p>図中に<u>都心の「都市機能誘導区域」（赤太線）</u>、<u>「立地が望ましい施設を位置づける区域」（白太線）</u>を表示</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 円は七道駅から概ね800mの範囲とし、立地が望ましい施設を位置づける区域とする <u>*都心における都市機能誘導区域及び立地が望ましい施設を位置づける区域を除く（P.41「（1）都心」参照）</u></li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 円は七道駅から概ね800mの範囲とし、立地が望ましい施設を位置づける区域とする</li> </ul>	

時点等による修正	修正案（新）	追加 変更	R5.11.22時点（旧）
●関連計画の進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P3 3.立地適正化計画の位置づけ 図中の堺市地域公共交通計画の（策定中）を削除</b></p> <pre> graph TD     A[堺市基本計画2025] --&gt; B[堺市SDGs未来都市計画]     A --&gt; C[堺市地域公共交通計画]     B &lt;--整合--&gt; C     C &lt;--連携--&gt; D[堺市立地適正化計画]     D &lt;--連携--&gt; E[大阪府域を対象とする計画]     E --大阪のまちづくりグランドデザイン--&gt; F[南部大阪都市計画区域マスターplan]     F --都市計画区域の整備、開発及び保全の方針--&gt; G[具体的な都市計画及び事業]     G --&gt; H[・地域地区（用途地域等）・都市施設（道路・公園等）・地区計画等 ・市街地開発事業（土地区画整理事業等）・各種都市計画事業等]   </pre> <p>■P3 3.立地適正化計画の位置づけ 図中の堺市地域公共交通計画の（策定中）を削除</p> <p>■P5 (1) 人口 ②人口の社会動態の文章及び図表を修正</p> <p>②人口の社会動態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021（令和3）年から2023（令和5）年では、特に20～24歳や30～34歳で転出超過数が大きくなっています。</li> </ul> <p>&lt;図表の修正&gt;</p> <p>【社会動態の推移】の図表に2023年の統計値を追加し2013年の統計値を削除</p> <p>【年齢別の転入転出超過の状況】の図表に2023年の統計値を追加し2020年の統計値を削除</p>	一 追加 変更	<pre> graph TD     A[堺市基本計画2025] --&gt; B[堺市SDGs未来都市計画]     A --&gt; C[堺市地域公共交通計画の（策定中）]     B &lt;--整合--&gt; C     C &lt;--連携--&gt; D[堺市立地適正化計画]     D &lt;--連携--&gt; E[大阪府域を対象とする計画]     E --大阪のまちづくりグランドデザイン--&gt; F[南部大阪都市計画区域マスターplan]     F --都市計画区域の整備、開発及び保全の方針--&gt; G[具体的な都市計画及び事業]     G --&gt; H[・地域地区（用途地域等）・都市施設（道路・公園等）・地区計画等 ・市街地開発事業（土地区画整理事業等）・各種都市計画事業等]   </pre>
●統計値の更新等に伴う時点修正	<p><b>■P5 (1) 人口 ②人口の社会動態の文章及び図表を修正</b></p> <p>②人口の社会動態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021（令和3）年から2023（令和5）年では、特に20～24歳や30～34歳で転出超過数が大きくなっています。</li> </ul> <p>&lt;図表の修正&gt;</p> <p>【社会動態の推移】の図表に2023年の統計値を追加し2013年の統計値を削除</p> <p>【年齢別の転入転出超過の状況】の図表に2023年の統計値を追加し2020年の統計値を削除</p>		<p>②人口の社会動態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2020（令和2）年から2022（令和4）年では、特に0～4歳や20～24歳、30～34歳で転出超過数が大きくなっています。</li> </ul>
●関連計画の進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P10 (3) 公共交通 ①公共交通カバー状況の文章及び図表を修正</b></p> <p>①公共交通カバー状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地の広がりにあわせて公共交通網が形成されており、鉄軌道、路線バス、乗合タクシーによる人口カバー率は96.4%です（2022（令和4）年時点）。</li> </ul> <p>&lt;図表の修正&gt;</p> <p>【公共交通カバー状況】の図表を2023（令和5）年3月末時点から2023（令和5）年10月末時点に修正</p>		<p>①公共交通カバー状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地の広がりにあわせて公共交通網が形成されており、鉄軌道、路線バス、乗合タクシーによる人口カバー率は約97%です（2018（平成30）年時点）。</li> </ul>

時点等による修正	修正案（新）	追加 変更	R5.11.22時点（旧）
●統計値の更新等に伴う時点修正	<p><b>■P11 （3）公共交通 ②鉄道乗車人員の誤記及び図表を修正</b></p> <p>&lt;誤記の修正&gt; 路線ごとの1日乗車人員の推移</p> <p>&lt;図表の修正&gt; 【路線ごとの1日乗車人員の推移】の図表に2022年度の統計値を追加し、2012年度の統計値を削除</p>		路線ごとの1乗車人員の推移
●統計値の更新等に伴う時点修正	<p><b>■P11 （3）公共交通 ③バス乗車人員の文章、誤記及び図表を修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内を走る路線バスの年間乗車人員は、いずれも概ね横ばいで推移していましたが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれの乗車人員も2019（令和元）年度より減少しました。その後は回復傾向となっていますが、2019（令和元）年度以前の水準には回復していません。</li> </ul> <p>&lt;誤記の修正&gt; 路線バスの年間乗車人員の推移</p> <p>&lt;図表の修正&gt; 【路線バスの年間乗車人員の推移】の図表について以下を修正           <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年度の統計値を追加し2012年度の統計値を削除</li> <li>大阪シティバスの2013年度から2022年度の統計値を追加</li> <li>図表の表現を棒グラフに修正し各項目の数値を追加</li> <li>資料に大阪シティバス提供資料を追加</li> </ul> </p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>南海バス、近鉄バスの年間乗車人員は、いずれも概ね横ばいで推移していましたが、2020（令和2）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれの乗車人員も2019（令和元）年度よりも減少しています。</li> </ul> <p>路線バス乗車人員の推移</p>
●誤記の修正	<p><b>■P18,19,21 項目番号の誤記を修正</b></p> <p>(5) 自然災害 (6) 財政 (7) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした意識、行動の変化</p>		<p>(6) 自然災害 (7) 財政 (8) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした意識、行動の変化</p>

時点等による修正	修正案（新）	追加 変更	R5.11.22時点（旧）																																												
●統計値の更新等に伴う時点修正	<p><b>■P19 (7) 財政の文章及び図表を修正</b></p> <p>(6) 財政</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歳入<u>（一般会計）</u>については、<u>2013（平成25）年度から2019（令和元）年度までは、自主財源の基本となる市税が最も多く、増加傾向にあります。2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国庫支出金が大幅に増額し、過去10年間で歳入総額が最大となりました。</u> <u>2022（令和4）年度は、国庫支出金が前年度に引き続き減少し、前年度増加した交付金や地方交付税は減少しています。</u></li> <li>●歳出<u>（一般会計）</u>については、人件費や扶助費の増加に伴い、義務的経費は増加傾向にあります。 2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、補助費等の経費が大幅に増加し、過去10年間で歳出総額が最大となりました。<u>2022（令和4）年度は、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策などを実施したことにより、新型コロナウイルス感染症拡大以前と比較して高い水準となっています。</u></li> </ul> <p>&lt;図表の修正&gt;</p> <p>【歳入の推移】【歳出の推移】の図表について以下の点を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>2022年度の統計値を追加し2012年度の統計値を削除</u></li> <li>・<u>各項目の数値を追加</u></li> <li>・<u>資料を堺市資料（一般会計決算）に修正</u></li> </ul>		<p>(7) 財政</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歳入については、2012（平成24）年度から2019（令和元）年度までは、自主財源の基本となる市税が最も多く、増加傾向にあります。2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国庫支出金が大幅に増額し、過去10年間で歳入総額が最大となりました。2021（令和3）年度は、国庫支出金は前年より減少したものの、交付金や地方交付税は増加しています。</li> <li>●歳出については、人件費や扶助費の増加に伴い、義務的経費は増加傾向にあります。2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、補助費等の経費が大幅に増加し、過去10年間で歳出総額が最大となりました。2021（令和3）年度は、補助費等の経費は2019（令和元）年以前の水準に戻ったものの、扶助費や公債費は増加しています。</li> </ul>																																												
●事業進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P32 (3) 居住誘導区域に含まない区域の図表を修正</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">都市再生特別措置法や都市計画運用指針</th> <th>本市における居住誘導区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住誘導区域に含まない区域</td> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>保安林の区域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">居住を誘導する方が適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域</td> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>浸水想定区域（洪水、高潮）</td> <td>防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める</td> </tr> <tr> <td>津波浸水想定における浸水の区域</td> <td>防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">慎重に判断を行うことが望ましい区域</td> <td>工業専用地域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>地区計画のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域</td> <td>居住誘導区域に含める※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新金岡地区地区計画（商業系複合地区）</p>	都市再生特別措置法や都市計画運用指針		本市における居住誘導区域	居住誘導区域に含まない区域	土砂災害特別警戒区域	含まない	急傾斜地崩壊危険区域	含まない	災害危険区域	含まない	保安林の区域	含まない	居住を誘導する方が適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域	土砂災害警戒区域	含まない	浸水想定区域（洪水、高潮）	防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める	津波浸水想定における浸水の区域	防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める	慎重に判断を行うことが望ましい区域	工業専用地域	含まない	地区計画のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	居住誘導区域に含める※		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">都市再生特別措置法や都市計画運用指針</th> <th>本市における居住誘導区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居住誘導区域に含まない区域</td> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>保安林の区域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">居住を誘導する方が適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域</td> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>浸水想定区域（洪水、高潮）</td> <td>防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める</td> </tr> <tr> <td>津波浸水想定における浸水の区域</td> <td>防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">慎重に判断を行うことが望ましい区域</td> <td>工業専用地域</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>地区計画のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域</td> <td>居住誘導区域に含める※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新金岡地区地区計画（商業系複合地区）</p>	都市再生特別措置法や都市計画運用指針		本市における居住誘導区域	居住誘導区域に含まない区域	土砂災害特別警戒区域	含まない	保安林の区域	含まない	居住を誘導する方が適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域	土砂災害警戒区域	含まない	浸水想定区域（洪水、高潮）	防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める	津波浸水想定における浸水の区域	防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める	慎重に判断を行うことが望ましい区域	工業専用地域	含まない	地区計画のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	居住誘導区域に含める※
都市再生特別措置法や都市計画運用指針		本市における居住誘導区域																																													
居住誘導区域に含まない区域	土砂災害特別警戒区域	含まない																																													
	急傾斜地崩壊危険区域	含まない																																													
	災害危険区域	含まない																																													
	保安林の区域	含まない																																													
居住を誘導する方が適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域	土砂災害警戒区域	含まない																																													
	浸水想定区域（洪水、高潮）	防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める																																													
	津波浸水想定における浸水の区域	防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める																																													
慎重に判断を行うことが望ましい区域	工業専用地域	含まない																																													
	地区計画のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	居住誘導区域に含める※																																													
都市再生特別措置法や都市計画運用指針		本市における居住誘導区域																																													
居住誘導区域に含まない区域	土砂災害特別警戒区域	含まない																																													
	保安林の区域	含まない																																													
居住を誘導する方が適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域	土砂災害警戒区域	含まない																																													
	浸水想定区域（洪水、高潮）	防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める																																													
	津波浸水想定における浸水の区域	防災指針に示す取組を行い居住誘導区域に含める																																													
慎重に判断を行うことが望ましい区域	工業専用地域	含まない																																													
	地区計画のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	居住誘導区域に含める※																																													

時点等による修正	修正案（新）	追加 変更	R5.11.22時点（旧）
●事業進捗等に伴う時点修正	<p>■P33 4.居住誘導区域の図表注記を修正</p> <p>※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域、保安林を含む区域は居住誘導区域から除く。</p>		※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、保安林を含む区域は居住誘導区域から除く。
●記載内容の充実	<p>■P37 (1) 誘導施設設定及び都市機能誘導区域設定の考え方の文言を修正及び図表を追加</p> <p>立地している施設を維持する 立地している施設と同じ機能を持つ施設を増やす 立地していない新たな機能を持つ施設の立地を誘導する</p> <p>駅 駅 駅 駅</p> <p>将来的な転出を抑制 施設の転出を抑制しつつ機能強化 区域への移転・集約、新たな機能導入</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在立地している施設を維持する→将来的な転出を抑制</li> <li>● 現在立地している施設と同じ機能を持つ施設を増やす→施設の転出を抑制しつつ機能強化</li> <li>● 現在立地していない新たな機能を持つ施設の立地誘導→区域への移転・集約、新たな機能導入</li> </ul>
●記載内容の充実	<p>■P39 (3) 都市機能誘導区域の設定方針の図表を修正</p> <p>拠点周辺へ誘導すべき都市機能</p> <p>施設の特性</p> <p>利用圏域が広い都市機能を備えた施設</p> <p>市内に分散して立地している生活に身近な施設</p> <p>業務機能等</p> <p>施設の立地状況</p> <p>「立地適正化計画制度に基づく誘導施設」 都市機能誘導区域のみに誘導をめざす施設</p> <p>「立地が望ましい施設」 拠点以外での立地も許容しつつ、拠点での維持もしくは充実をめざす施設</p> <p>立地適正化計画制度に基づく誘導施設</p> <p>立地が望ましい施設</p> <p>駅</p> <p>立地適正化計画制度に基づく誘導施設</p> <p>立地が望ましい施設</p> <p>都市機能誘導区域</p> <p>駅周辺</p> <p>距離 800m</p>		
●記載内容の充実	<p>■P43~63 4.誘導施設及び都市機能誘導区域の図表を修正</p> <p><u>各拠点の「都市機能誘導区域」の図中に駅名を追記</u></p>		

時点等による修正	修正案（新）	追加 変更	R5.11.22時点（旧）																																																																										
●事業進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P64 2.対象とする災害の図表を修正</b></p> <p>凡例 ○：該当あり -：該当なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害</th> <th>区域指定等</th> <th>根拠法</th> <th>本市域内</th> <th>本市の市街化区域内</th> <th>本市の居住誘導区域内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">土砂災害</td> <td>土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険箇所</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td> <td>地すべり等防止法</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域</td> <td>建築基準法</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>砂防法</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	災害	区域指定等	根拠法	本市域内	本市の市街化区域内	本市の居住誘導区域内	土砂災害	土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○	○	-	土砂災害危険箇所	-	○	○	○	地すべり防止区域	地すべり等防止法	-	-	-	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○	○	-	災害危険区域	建築基準法	○	○	-	砂防指定地	砂防法	○	-	-		<p>凡例 ○：該当あり -：該当なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害</th> <th>区域指定等</th> <th>根拠法</th> <th>本市域内</th> <th>本市の市街化区域内</th> <th>本市の居住誘導区域内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">土砂災害</td> <td>土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険箇所</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td> <td>地すべり等防止法</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域</td> <td>建築基準法</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>砂防法</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	災害	区域指定等	根拠法	本市域内	本市の市街化区域内	本市の居住誘導区域内	土砂災害	土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○	○	-	土砂災害危険箇所	-	○	○	○	地すべり防止区域	地すべり等防止法	-	-	-	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○	-	-	災害危険区域	建築基準法	○	-	-	砂防指定地	砂防法	○	-	-
災害	区域指定等	根拠法	本市域内	本市の市街化区域内	本市の居住誘導区域内																																																																								
土砂災害	土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○	○	-																																																																								
	土砂災害危険箇所	-	○	○	○																																																																								
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	-	-	-																																																																								
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○	○	-																																																																								
	災害危険区域	建築基準法	○	○	-																																																																								
	砂防指定地	砂防法	○	-	-																																																																								
災害	区域指定等	根拠法	本市域内	本市の市街化区域内	本市の居住誘導区域内																																																																								
土砂災害	土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○	○	-																																																																								
	土砂災害危険箇所	-	○	○	○																																																																								
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	-	-	-																																																																								
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○	-	-																																																																								
	災害危険区域	建築基準法	○	-	-																																																																								
	砂防指定地	砂防法	○	-	-																																																																								
●事業進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P66 (1) 土砂災害の図表及び注記を修正</b></p> <p>※ 大阪府が調査した「土砂災害危険箇所（2003（平成15）年3月）」、大阪府が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき2021（令和3）年4月までに告示した土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、大阪府が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき2024（令和6）年10月までに告示した急傾斜地崩壊危険区域、大阪府が「大阪府建築基準法施行条例」に基づき2024（令和6）年10月までに指定した災害危険区域、建設省が「砂防法」に基づき1979（昭和54）年4月までに告示した砂防指定地を記載</p>		<p>※ 大阪府が調査した「土砂災害危険箇所（2003（平成15）年3月）」、大阪府が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき2021（令和3）年4月までに告示した土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、大阪府が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき2024（令和6）年10月までに告示した急傾斜地崩壊危険区域、大阪府が「大阪府建築基準法施行条例」に基づき2000（平成12）年3月までに告示した急傾斜地崩壊危険区域、大阪府が「大阪府建築基準法施行条例」に基づき2000（平成12）年3月までに指定した災害危険区域、建設省が「砂防法」に基づき1979（昭和54）年4月までに告示した砂防指定地を記載</p>																																																																										
●事業進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P81 5.課題の整理 ④高潮の文章を修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 浸水想定区域が沿岸部の市街地に広がっており、防潮堤の維持管理などのハード対策と、避難体制の構築などのソフト対策の両輪で取組を進めることができます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浸水想定区域が沿岸部の市街地に広がっており、防潮堤整備などのハード対策と、避難体制の構築などのソフト対策の両輪で取組を進めることができます。</li> </ul>																																																																										
●事業進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P82 (2) 取組方針 &lt;土砂災害&gt; の文章を修正</b></p> <p>&lt;土砂災害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域については、災害リスクを踏まえて、居住誘導区域に含みません。</li> </ul>		<p>&lt;土砂災害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域については、災害リスクを踏まえて、居住誘導区域に含みません。</li> </ul>																																																																										
●事業進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P82 (2) 取組方針 &lt;洪水、内水、高潮&gt; の文章を修正</b></p> <p>&lt;洪水、内水、高潮&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国や大阪府が実施する河川整備等のハード対策に協力します。また、雨水ポンプ場や雨水管の整備等の浸水が発生しないための取組を推進します。</li> </ul>		<p>&lt;洪水、内水、高潮&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国や大阪府が実施する河川整備や防潮堤の整備等のハード対策に協力します。また、雨水ポンプ場や雨水管の整備等の浸水が発生しないための取組を推進します。</li> </ul>																																																																										

時点等による修正	修正案（新）	追加 変更	R5.11.22時点 (旧)																																																									
●事業進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P83 7.具体的な取組（1）土砂災害の図表を修正</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策</th> <th rowspan="2">具体的な取組</th> <th rowspan="2">実施主体</th> <th colspan="3">実施時期目標</th> </tr> <tr> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地利用施策</td> <td>4 土砂災害特別警戒区域等における立地適正化計画制度による建築・開発行為の届出</td> <td>府</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 土砂災害特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防ぐ施策</td> <td>6 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域におけるパトロールの実施</td> <td>府・市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地対策事業の実施及び対策施設の点検・保全等</td> <td>府・市・市民</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・上記の取組の追加に伴い、7以降の取組について配番を修正</p>	施策	具体的な取組	実施主体	実施時期目標			短期	中期	長期	土地利用施策	4 土砂災害特別警戒区域等における立地適正化計画制度による建築・開発行為の届出	府				5 土砂災害特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援	市				防ぐ施策	6 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域におけるパトロールの実施	府・市				7 急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地対策事業の実施及び対策施設の点検・保全等	府・市・市民					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策</th> <th rowspan="2">具体的な取組</th> <th rowspan="2">実施主体</th> <th colspan="3">実施時期目標</th> </tr> <tr> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地利用施策</td> <td>4 土砂災害特別警戒区域、土砂災害計画域における立地適正化計画制度による建築・開発行為の届出</td> <td>府</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 土砂災害特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施防策</td> <td>6 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域におけるパトロールの実施</td> <td>府・市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施策	具体的な取組	実施主体	実施時期目標			短期	中期	長期	土地利用施策	4 土砂災害特別警戒区域、土砂災害計画域における立地適正化計画制度による建築・開発行為の届出	府				5 土砂災害特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援	市				施防策	6 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域におけるパトロールの実施	府・市			
施策	具体的な取組				実施主体	実施時期目標																																																						
		短期	中期	長期																																																								
土地利用施策	4 土砂災害特別警戒区域等における立地適正化計画制度による建築・開発行為の届出	府																																																										
	5 土砂災害特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援	市																																																										
防ぐ施策	6 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域におけるパトロールの実施	府・市																																																										
	7 急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地対策事業の実施及び対策施設の点検・保全等	府・市・市民																																																										
施策	具体的な取組	実施主体	実施時期目標																																																									
			短期	中期	長期																																																							
土地利用施策	4 土砂災害特別警戒区域、土砂災害計画域における立地適正化計画制度による建築・開発行為の届出	府																																																										
	5 土砂災害特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援	市																																																										
施防策	6 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域におけるパトロールの実施	府・市																																																										
●関連計画の進捗等に伴う時点修正	<p><b>■P95 (4) 市全域の公共交通人口カバー率の目標値を修正</b></p> <p>本市では、鉄軌道、バス路線、デマンド型の乗合タクシーにより市街地の広がりに合わせた公共交通ネットワークが形成されており、市全域の公共交通の沿線徒歩圏でカバーされる人口の割合（公共交通人口カバー率）は<u>96.4%</u>です（<u>2022（令和4）年</u>時点）。</p> <p>評価指標 市全域の公共交通人口カバー率</p> <p>現況値 <u>96.4%</u>（<u>2022（令和4）年度</u>）</p> <p>目標値（中間）<u>96.4%</u>（<u>2030年度</u>）</p> <p><u>96.4%</u>（<u>2040年度</u>）</p> <p>（現況値の算出方法）</p> <p><u>2022（令和4）年</u>時点の駅・停留所からの徒歩圏（鉄道駅から800m圏、阪堺線・路線バス・乗合タクシーの停留所から300m圏に含まれる範囲）の人口を2015（平成27）年の国勢調査値から集計し、総人口で除して算出。</p> <p>（目標値の考え方）</p> <p>この目標値は堺市地域公共交通計画において新たな目標値等が示された場合は、必要に応じて見直す。</p>		<p>本市では、鉄軌道、バス路線、デマンド型の乗合タクシーにより市街地の広がりに合わせた公共交通ネットワークが形成されており、市全域の公共交通の沿線徒歩圏でカバーされる人口の割合（公共交通人口カバー率）は約97%です（<u>2018（平成30）年</u>時点）。</p> <p>評価指標 市全域の公共交通人口カバー率</p> <p>現況値 <u>97%</u>（<u>2018（平成30）年度</u>）</p> <p>目標値（中間）<u>97%</u>（<u>2030年度</u>）</p> <p><u>97%</u>（<u>2040年度</u>）</p> <p>（現況値の算出方法）</p> <p><u>2018（平成30）年</u>時点の駅・停留所からの徒歩圏（鉄道駅から800m圏、阪堺線・路線バス・乗合タクシーの停留所から300m圏に含まれる範囲）の人口を2015（平成27）年の国勢調査値から集計し、総人口で除して算出。</p> <p>（目標値の考え方）</p> <p>この目標値は2024（令和6）年度策定予定の堺市地域公共交通計画において新たな目標値等が示された場合は、必要に応じて見直す。</p>																																																									
●巻末資料の追加	<p><b>■P97～104 巻末資料として「居住誘導区域、都市機能誘導区域の詳細図」と「用語集」を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>居住誘導区域、都市機能誘導区域の詳細図を追加</u></li> <li>・<u>用語集を追加</u></li> </ul>		記載なし																																																									